

産業保健情報誌 さいたまんぽ
2007. 7

SAITAMA SANPO

V 21



呼吸用保護具を正しく使用していますか？

労働者の安全と健康確保対策
大宮地域産業保健センター近況報告

独立行政法人 労働者健康福祉機構
埼玉産業保健推進センター

CONTENTS

ページ

1	巻頭言 働く方々の健康管理の進展に期待します。 (社)埼玉労働基準協会連合会 会長/菊池 勇
2	呼吸用保護具を正しく使用していますか? 埼玉産業保健推進センター相談員 十文字学園女子大人間生活学部教授/田中 茂
6	労働局からのお知らせ 労働者の安全と健康確保対策 埼玉労働局安全衛生課
8	医務室だより 埼玉りそな銀行 埼玉健康管理センター
10	大宮地域産業保健センター近況報告 産業カウンセラー/大木順子 産業保健コーディネーター/大野孝枝
12	地域産業保健センターのご利用案内
13	Q&A「従業員の健康診断結果の取扱いと個人情報保護法」 埼玉産業保健推進センター相談員 中村 孝雄
14	前期産業保健セミナー受付中!
15	産業保健セミナー開催のご案内
16	産業保健セミナー(後期)
18	労働衛生関係法令研修開催のご案内
19	カウンセリング技術研修開催のご案内
20	母性健康管理研修会のお知らせ
21	産業医研修会のご案内
22	産業医共同選任事業
23	深夜業に従事する皆様へ 自発的健康診断受診支援助成金利用のご案内
24	メンタルヘルス事例研究会のご案内／産業保健相談員及び相談日

贈呈

独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センターは、働く方々の健康確保を一層積極的に図っていただくため、産業医及び保健師・看護師並びに衛生管理者等の産業保健関係者に対し、窓口相談・実地相談、研修、情報の提供、広報・啓発、助成金の支給等の各種事業を行っております。

その中の情報提供の一環として、独自の産業保健情報誌「さいたまんぽ」を定期的に発刊、配布しており、この度最新号を発刊しましたので贈呈いたします。

関係者の皆様の産業保健活動の推進にご活用いただければ幸いに存じます。

なお、本誌並びに当推進センターの事業運営等にご意見があれば、FAX又はEメール等にて賜ります。是非多数の御意見を頂きたくよろしくお願ひいたします。

卷頭言

働く方々の健康管理の進展に期待します。

(社)埼玉労働基準協会連合会 会長 菊池 勇



はじめに、埼玉産業保健推進センター、産業医の先生をはじめとする産業保健関係者の皆様のご活躍に敬意を表しますとともに、県内企業で働く方々の健康の保持増進を図るために企業並びに働く方々に対しまして的確なご指導を賜っておりますことに感謝と御礼を申し上げます。また、当連合会の事業活動に対しましてご協力いただいておりますことに厚く感謝と御礼を申し上げます。

さて、企業といたしましては、安定した社会経済を望んでおりますが、昨今の社会経済情勢や政策動向、そして技術革新の進展状況等について先が描けない状況にあり、また、経済活動のグローバル化や、企業間競争の激化、少子高齢化の進展に伴う人口減少社会への突入、働く方々の就業意識の変化が見られること等、企業経営上で対応すべき課題は広範囲となってきております。

働く方々の生活の安定には、企業の持続的な発展が必要であります。したがって、県内各企業におきましては、常にそのうえからの努力をしているところであります。特に、どんな社会経済情勢の時も持続的な発展に欠かせない人材の確保・育成、働く方々が安心、安全、健康で働いていただける労働条件の維持向上、快適な職場環境を構築するうえの努力をしているところであります。言い換えるれば、企業においては、企業の持続的発展上からは働く方々の安全と生活の安定に向けた的確な人事労務管理を社会経済情勢に左右されることなく実施することが重要で、実施する必要があると言うことであります。

一方、働く方々をめぐる現実の課題として、県内の労働災害は長期的には減少傾向にあるとは言えるものの、労働災害の発生原因にリスクアセスメントを行なうことで防止できた労働災害も多く見られること、健康面において過重労働を要因とする脳・心臓疾患の労災認定件数の増加、仕事による疲労、ストレスを感じる者の増加や定期健康診断結果における有所見率が増加している状況が見られることであります。したがって、職場内のリスクの低減を図り安全文化を構築するための活動の展開が必要で、また、すべての働く方々に対して心身両面にわたる健康保持増進対策を含めた的確な総合的な健康管理、適正な労働時間管理の実施と、働き方が多様化していることに伴い、働く方々の望みや健康確保に配慮した労働時間等の設定、労働時間管理が重要となってきており、今後的人事労務管理、労働安全衛生管理については様々な課題にタイムリーに対応したものでなければならないと考えます。

当連合会としては、企業の行なう人事労務管理、労働安全衛生管理の推進を支援する企業外機関として各種の事業を展開しているところですが、埼玉産業保健推進センター及び地域産業保健センターにおかれましても、当連合会同様に開設してから今日まで企業においての労働衛生管理、健康管理が的確に行なわれるよう企業活動を支援してまいりました。

前述のとおり、働く方々の心身両面の健康管理を行なう必要性は高まり、企業の行なう健康管理対策の強化が求められているものと考えます。そして、企業におきましては、対策の強化等を図るうえで、産業医の先生のご指導と産業保健関係者の活動に期待することとなり、皆様の活動を援助する埼玉産業保健推進センターの役割は重要であります。

結びに、県内各企業の健康管理対策の一層の推進と働く方々の健康の保持増進を図るうえから埼玉産業保健推進センター、産業医の先生、産業保健関係者皆様の活動を心からお願い申し上げますとともに、企業の取り組み強化にご期待いたします。

呼吸用保護具を正しく使用していますか？



埼玉産業保健推進センター相談員
十文字学園女子大人間生活学部 教授 田中 茂

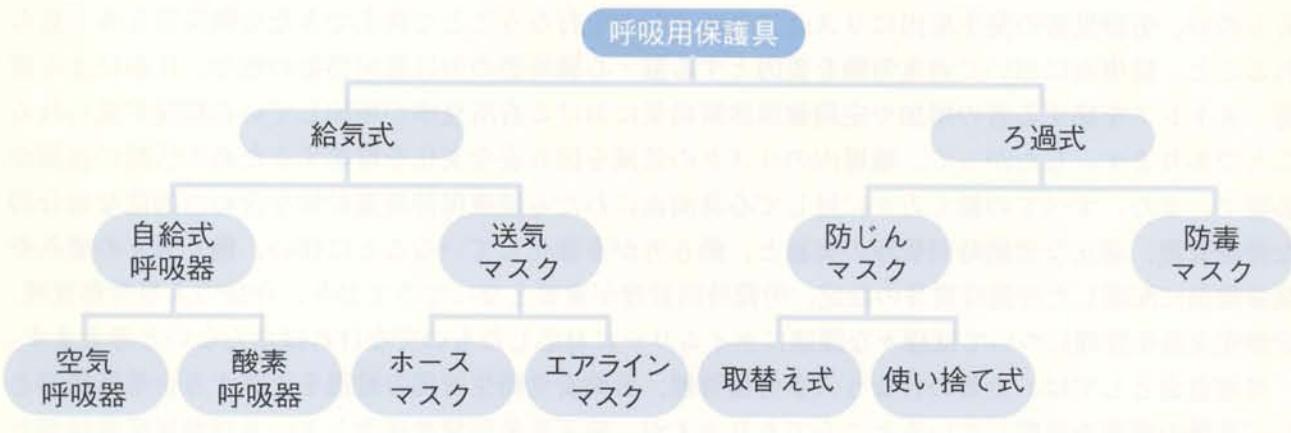
はじめに

化学物質による作業者のばく露を防護するために、呼吸用保護具などの労働衛生保護具が使用されています。しかし、実際の作業現場において保護具を正しく使用していないがために、その保護具の持つ性能が十分に発揮されていない事例をよく見かけます。

今回は労働衛生保護具の中から呼吸用保護具をとりあげ、適切な選定、装着、使用等について、注意する内容を項目ごとに示しました。

1. 呼吸用保護具には図1に示すように色々な種類があります。防じんマスク、防毒マスクには国家検定合格品を、それ以外の保護具は日本工業（JIS）規格に相当するものを選定して下さい。見た目には全く同じですが、国家検定品で無い、性能の悪いマスクが出回っているので注意が必要です。国家検定のマークを確認するようにしましょう。

図1 呼吸用保護具



国家検定、JIS規格に合格している保護具を使用しましょう。

2. 防じんマスク、防毒マスクを使用する事業場では、マスクの知識を有し、教育、指導することができる保護具着用管理責任者を指名することが必要です。

3. 粉じんによるばく露を防護するときは防じんマスクを使用します。防じんマスクには、使い捨て式防じんマスクと取替え式防じんマスクがあります。

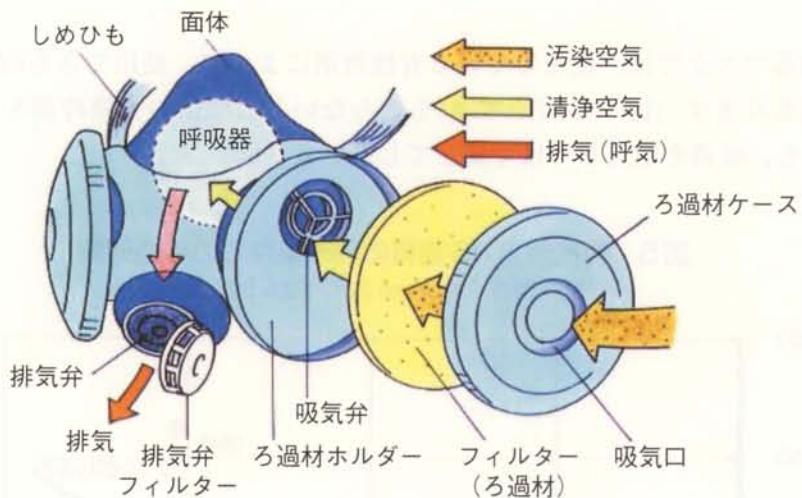
図2 使い捨て式防じんマスク

- 面体自体がろ過材であり、使い捨てるもの



図3 取替え式防じんマスク

ろ過材等を交換することで十分な性能を保つことができる構造

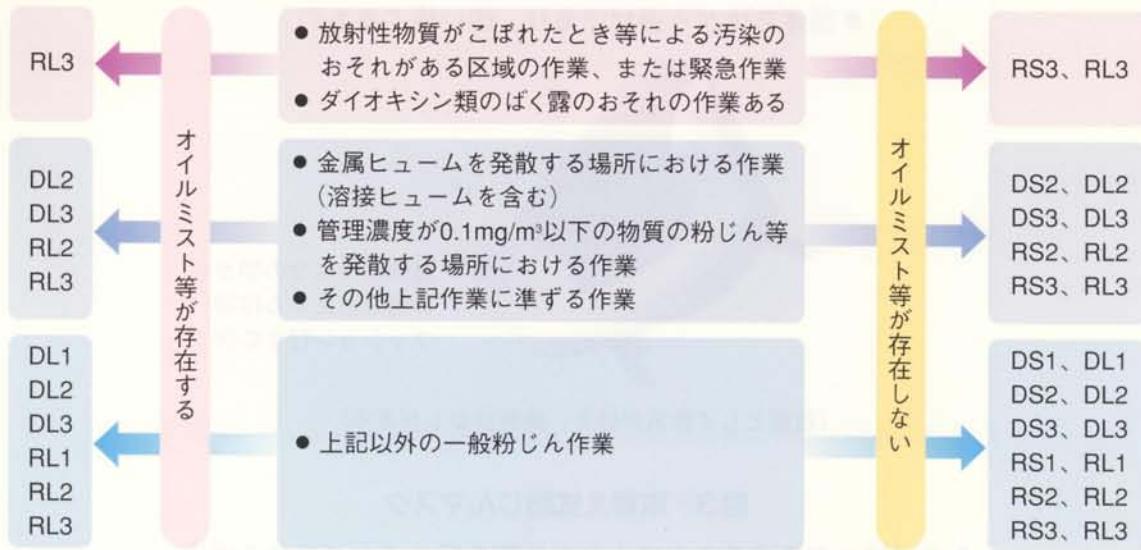


4. 防じんマスクのろ過材には表1より3種類の捕集効率の異なる性能を有するマスクが市販されています。図4より、発じんしている物質の有害性と作業を考慮して適切な区分からマスクを選定して下さい。オイルミストが共存する場合は液体粒子用（表中の記号でRL用、DL用）を、共存しない場合は、固体粒子用（同RS用、DS用）や液体粒子用どちらでもかまいません。ダイオキシンや石綿など有害性の高い物質に対しては捕集効率の高いグレード3のマスクを選んで下さい。

表1 防じんマスクのろ過材の性能分類

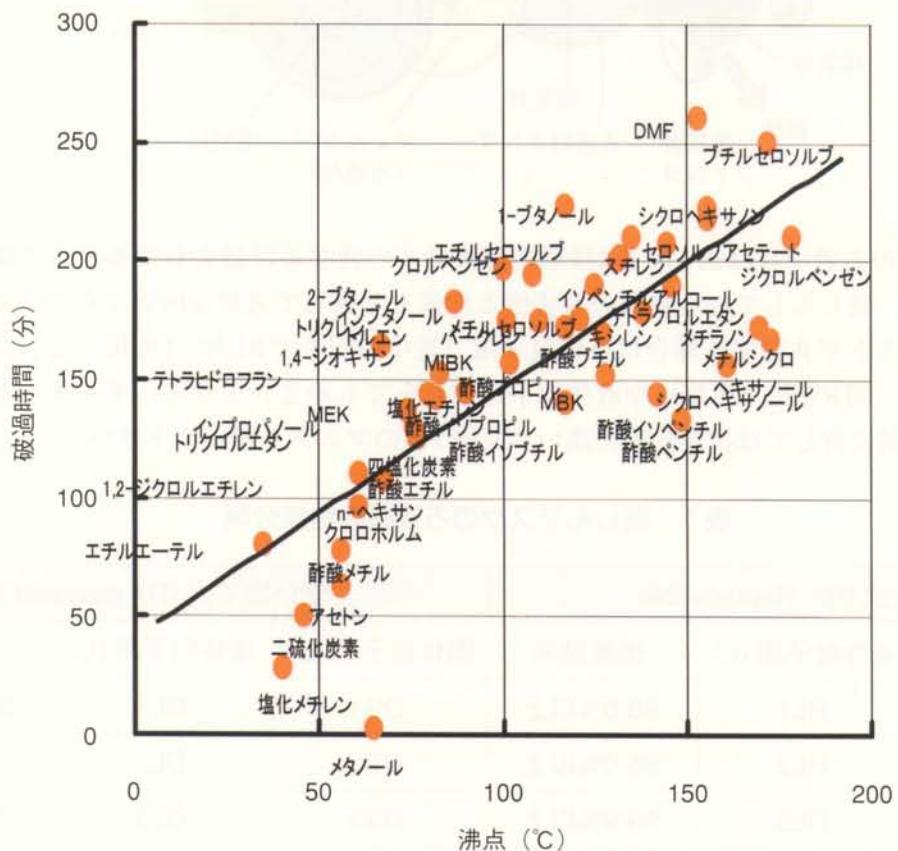
取替え式(R) Replaceable			使い捨て式(D) disposable		
固体粒子用(S)	液体粒子用(L)	捕集効率	固体粒子用(S)	液体粒子用(L)	捕集効率
RS1	RL1	80.0%以上	DS1	DL1	80.0%以上
RS2	RL2	95.0%以上	DS2	DL2	95.0%以上
RS3	RL3	99.9%以上	DS3	DL3	99.9%以上

図4 作業に適したマスクを適切な区分から選ぶ



5. 有機ガス用防毒マスクでは、使用している有機溶剤によって、使用できる時間（破過時間：捕集できる時間）が異なります（図5参照）。これを知らないと吸収缶の交換時期を誤り、作業者がマスクを装着していても、破過を超過してばく露してしまいます。

図5 有機溶剤46物質の同一条件での破過時間
(試験条件: 300ppm 20°C 50% 30L/分)

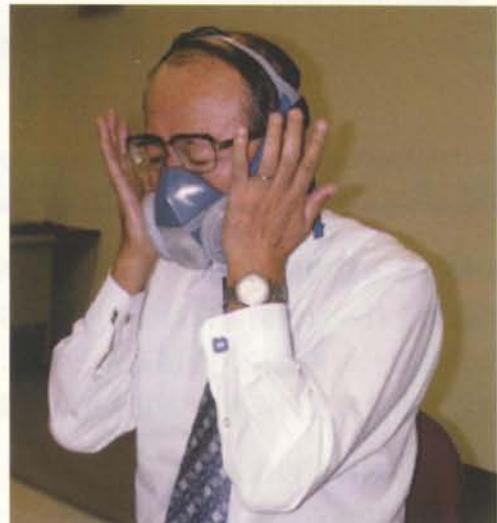


6. 防じんマスク、防毒マスクを正しく装着しないと、マスク面体と顔面の接触面から漏れが生じます。(図6) それを確認するため、空気の吸気口（ろ過材、吸収缶）を、手やフィットチェッカーを用いて遮断して、苦しければ漏れが少ないことを示しています（陰圧法）。マスクを装着する度に実施することが望ましいです。

図6 マスク面体と顔面との接触面からの漏れ



図7 陰圧法による漏れのチェック（定性的）



まとめ

呼吸用保護具は、作業者の化学物質を体内へ取り込むぎりぎりのところで防いでいる最後の砦であり、重要な道具です。そして、保護具は支給するだけではその性能が発揮されず、作業者に保護具の選定、使用に関し教育、指導を行うことが重要です。

追記

埼玉産業保健推進センター主催の産業保健セミナーにおいて著者の講義と保護具メーカーの協力による実習を行います。多くの方のご参加を期待しております。

期日：8月31日（金）14:00～16:00 タイトル「労働安全衛生保護具の適正使用」

場所：埼玉産業保健推進センター会議室

平成19年度埼玉労働局行政運営方針（抜粋）

平成19年度の埼玉労働局の行政運営方針の内「労働衛生」にかかる部分は次のとおりです。

労働者の安全と健康確保対策

現状を踏まえ、下記の対策を推進するものとする。

重点対策 健康で安心して働く環境の整備

労働者の安全と健康確保対策の推進

- (1) 過重労働による健康障害の防止対策及び職場のメンタルヘルス対策を推進し、労働者の健康の確保を図る。
- (2) アスベストに係る健康障害防止対策を的確に実施する。

過重労働の防止等労働者の健康を確保するための施策の展開

a 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度及び「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知徹底を図るとともに、労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止の徹底等を図る。

b メンタルヘルス対策の推進

過重労働対策に係る面接指導制度においてメンタルヘルス面にも留意するとされていることから、その周知徹底を図る。「事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図るとともに、事業場に対して「働き盛り層のメンタルヘルス支援事業」等の事業の周知を図り、事業場におけるメンタルヘルス対策の着実な実施を促進する。このほか「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の周知を図る。

さらに、「職場における自殺の予防と対応」等を活用し、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発を図る。

c 職場における健康確保対策

過重労働・メンタルヘルス対策等職場の健康確保対策を進める上で衛生委員会、産業医、衛生管理者の役割が重要であることから、衛生委員会の活動の活性化及び産業医、衛生管理者の適正な選任の徹底を図る。健康診断の実施及びその結果に基づく産業医からの意見聴取等の事後措置の徹底を図り、また、一般健康診断結果、特殊健康診断結果の労働者への通知の徹底を図る。

d 産業保健関係機関との連携

上記のような過重労働・メンタルヘルス対策の推進、事業場における産業保健活動への支援として、地域産業保健センターの相談窓口の活用、埼玉産業保健推進センター事業の推進が重要であるので、これらの機関と連携を密にし、また、これら機関の利用について一層の周知・利用促進を図り、産業保健活動の推進を図る。

小規模事業場における健康確保対策の充実のためには、産業保健推進センターが作成した、産業保健活動の実施方法を具体的に示した「小規模事業場産業保健活動マニュアル」の活用を図るとともに、産業医共同選任事業等の一層の周知及び利用促進を図る。

e 職業性疾病予防対策等の推進

粉じん障害防止対策については、埼玉版第6次粉じん障害防止総合対策の推進により、粉じんばく露防止の措置、健康管理対策等の徹底を図るための監督指導等を実施するとともに、その際には呼吸用保護具の適切な使用等についても指導を行う。

屋外作業場のある事業場において監督指導等を実施する際には、「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」について周知指導を行う。

介護福祉事業等腰痛が増加している業種に対して「職場における腰痛予防対策指針」の周知を図る。

f 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質に係る作業形態等が多様であることなどに対応し、化学物質の表示・文書交付制度、化学物質等の危険性又は有害性等の調査に関する指針、有害物ばく露作業報告制度の周知徹底を図る。

また、ダイオキシン類ばく露防止対策、化学物質等による眼・皮膚障害防止対策、塩素中毒災害の防止対策、一酸化炭素中毒災害の防止対策等についても周知徹底を図る。

g 職場環境の快適化の推進

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」等に基づく喫煙室の設置等受動喫煙防止対策を推進する。

あらゆる機会を捉えて、快適職場推進計画の認定制度の周知を図る。

アスベストに係る健康障害防止対策の推進

a 解体時等の飛散・ばく露の防止

建築物の解体作業等におけるアスベストばく露の防止等を図るため、関係事業者に対して石綿障害予防規則に基づく措置等の徹底を図るとともに、ばく露防止対策等の実施内容の掲示についても必要な指導等を行う等、石綿使用建築物の解体作業に対する監督・個別指導を強力に実施していく。

b アスベストの全面禁止の徹底等

平成18年の労働安全衛生法施行令の改正によるアスベスト製品の製造等の禁止について監督指導等による徹底を図る。

c 健康管理対策の推進

労働者の健康管理の充実を図るため、アスベストに係る健康管理手帳制度の周知を図る。また、同健康管理手帳の交付要件の見直しが予定されていることから、広報の活用や関係機関への周知等を通じて広く周知を行う。

さらに、アスベスト取扱い作業従事者に対する健康診断の実施及び実施結果の報告を徹底するとともに、退職労働者に対する健康診断の実施についても事業者に指導を行う。

d 関係機関との連携

平成17年度に設置した埼玉県、さいたま市（政令指定都市）との連絡協議会等を活用し情報交換等を行う。



1 事業場の紹介

埼玉健康管理センターは、さいたま市に本店を置く埼玉りそな銀行の本部ビル内にあります。本部ビル内には約500名の社員・スタッフ（パート）が勤務しております。

当センターは、銀行人事部門（人材サービス部）に所属しており、産業医による週1回の健康相談、長時間残業者の面談指導、常勤の保健師による健康管理業務を中心に行っております。りそな銀行の浦和診療所が前身でしたが、平成17年に同診療部門が閉所となったのを機会に、埼玉りそな銀行埼玉健康管理センターとして発足しました。

病気の治療といった診療は行わず、社員・スタッフの健康管理を中心とした業務を担うこととなった経緯から、発足を機会に「本部ビルにある診療所を基点とした健康管理」から、「各営業店の状況に応じた健康管理、再検査・治療を要する社員へのフォロー」へと健康管理手法を変更しました。

2 役割

「各営業店の状況に応じた健康管理」を徹底するために、以下の取組を行っており、当センターの中心的な業務（役割）となっております。

- (1) 規模の大小に関係なく、県内約140拠点の有人拠点（営業店等）全ての巡回健康相談（個人面談方式）の実施
 - 産業医による巡回健康相談（発足当初17年より）
 - 保健師によるサポート巡回健康相談（翌18年度より）
- (2) 健康診断・人間ドックの一次健診後のフォロー（再検査・治療）の徹底

3 取組後の効果

(1) 各職場の状況に応じた健康相談の実現

産業医の巡回健康相談を実施して2年経過し、また保健師による巡回健康相談も1年経過し、医療スタッフ（産業医・保健師）が、全ての拠点の職場環境を知ることができたことで、より個別具体的な健康上のアドバイスをすることが可能となりました。

また、相談する社員にとっても健康管理センター、医療スタッフが身近なものとなり、結果として質の高い健康相談・管理ができていると実感しております。

全ての事業場を巡回し、延べ470拠点、延べ約4,700名の方と面談することができ、埼玉りそな銀行に勤務する社員・常勤スタッフと1.3回面談できた結果となっております。

(2) face to face効果

支店長から新人社員にわたり、医療スタッフの顔と名前を覚えてきてくれており、メンタル疾患が疑われる社員についても、健康管理センターへ、上司からの電話および本人からの連絡で早期に対応が取れる場面が増えてきており、この点も個別巡回方式の効果と考えています。

また、健康診断・人間ドックの一次健診後のフォローについては、外部の提携医療機関で実施された結果を全て産業医が再度チェックをし、再検査、治療をする社員スタッフには「定期健康診断（人間ドック）再検査のお知らせ」を送っておりますが、再検査・治療の進まない方には、電話だけではなく、医療スタッフが巡回時に直接本人と面談、医療機関の紹介を行うことを実施しております。

4 メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策としては、新人研修時に産業医によるセルフケアの研修を実施しており、巡回時には支店長、次席者に対するラインケアの重要性を産業医からお話ししていただき、なにか困ったこと、気づきがあった場合は、当センターへ連絡をもらう体制をとっております。この他、事業場外には健保組合による外部機関を利用しての「メンタルヘルスカウンセリング」があり、メンタルヘルスにおける4つのケア「セルフケア」、「ラインケア」、「事業場内保健スタッフによるケア」、「事業場外資源によるケア」に対応した体制を作っております。

今後は、セルフケアについて、外部機関を利用した全社員・スタッフ対象とするセルフチェックの実施も検討したいと考えております。

5 さいごに

産業保健スタッフによる巡回方式は、勤務時間中に勤務地を離れ本社の健康管理施設に行く時間がなかなか取れないという方が多いことから、社内でも好評であり、今後も継続実施していく予定です。

もちろん、現在の取組・体制ができて、まだ2年ですので、今の体制が完成型というものではありません。まだまだ社内への周知徹底をしていく部分も出てくると思います。巡回という手法以外にも良い健康管理手法があるかもしれませんので、外部研修・他社事例・書物等で勉強していきたいと思います。

全社員・全スタッフが心身ともに健康であることを目標に今後とも、健康管理センター全員がんばっていきたいと思います。



大宮地域産業保健センター近況報告



産業カウンセラー
大木 順子



産業保健
コーディネーター
大野 孝枝



当センターは、商都である旧大宮市を拠点に、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町と縦に長い地域（5市1町）を網羅し、早、14年目を迎えることが出来ました。今では、さいたま労働基準監督署をはじめ大宮地区労働基準協会のご指導ご協力の基、順調に利用者を増やすに至っております。

最近の状況としては、昨年（平成18年度）より「働き盛り層のメンタルヘルス支援事業」が新たに委託され、事業場のメンタルヘルスを積極的に支援しております。また、北足立地域における窓口相談の充実を目指し、北本市に相談会場を新たに常設することが決まりました。更に利用者の拡大を図っていきたいと思っています。

今回は、主な相談内容や新たに委託された事業等、当センターの近況についてご紹介させて頂きます。

I. 健康相談内容の現状

1. 過重労働に関する相談

窓口健康相談を利用される方の多くが、過重労働に関する相談となっています。残念ながらまだ、相談者自身の意志で相談を希望される方は殆どおりませんが、事業場からの指示ということで、比較的若い方が相談に訪れています。中には、産業医が驚くほど長時間勤務をされている方がみえますが、やはり若いせいか、長時間労働による影響を全くといってよいほど感じていないようです。しかし、産業医としては、このままの勤務状態を放置しておく訳にもいきませんので、身体への影響を懇切丁寧に説明し、少しでも現状が改善されることを願っていますが、果たして納得されたのかどうか、その後の追跡調査が出来ない以上、事業場と本人との自覚に期待せざるを得ないというのが現状です。

2. メンタルヘルス相談

主に産業カウンセラーと産業医との二人三脚で相談に応じております。こちらの方も、本人自らの意志で来られる方は希で、事業場の担当者からの依頼が殆どです。相談者は、様々な要因でうつ状態となり仕事を休むようになってから、相談に来られる傾向にあります。しかし、殆どの場合、この状態になってからでは、産業医や産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談の域を超えてしまい、要医療と判断せざるを得なくなります。早い時期に職場や家庭で気付くことが出来なかったのか悔やまれます。特に近年の自殺者の増加傾向を思うと、最悪の結果とならないよう細心の注意を払い対応しています。

II. 働き盛り層のメンタルヘルス支援事業

県内では、当センターに委託されている事業です。労働者のメンタルヘルス不調を早期に発見し、深刻な事態に至ることを防ぐためには、労働者本人の気付きだけではなく、周囲の者、中でも家族の気付きを端緒として必要な介入をしていくことが効果的であると考えられていることから、家族からの支援を含めてメンタルヘルス対策を図るためのセミナーの開催や個別相談を行っています。新規事業だけに、計画どおり事が運ぶという訳にはいかず、コーディネーターが東奔西走し、ご理解頂けそうな団体を廻っておりますが、他の事業同様に趣旨をご理解頂くまでには、もう少し時間が掛かりそうです。しかし、年間約3万人もの自殺者が出ていた昨今においては、我々産業保健スタッフだけがいくら努力しても問題の解決には繋がりません。やはり日頃から接している周囲の人達が、その人の変化にいち早く気付くことが大切なことであり、そのためメンタルヘルスセミナー等を通じ、職場や家族の皆さんに広く啓蒙を行って参ります。

III. 相談結果の報告

相談の結果は、直近の健康診断の評価と併せて、書面にて本人と事業主又は労働衛生担当者へ郵送しております。内容としては、本人へは検査結果を踏まえ、今後の予防と対策を生活習慣から指導し、事業主や労働衛生担当者へは、個人情報保護の観点から、相談者本人の疾患等には触れず、指導した内容を明記しております。従いまして、相談の際には必ず直近の健康診断書を持参することは勿論のこと、相談に参考になると思われる資料等がありましたら、是非お持ち下さい。より充実した相談が行えます。

IV. 専門家による相談

当センターでは、経験豊富な産業医の他に労働衛生コンサルタント・騒音性難聴担当医（産業医）・産業カウンセラーが利用者のニーズにお応えしております。

最近は、殆どの事業場は施設が整備されており、従業員の皆さんがあれやこれやで労働を強いられるというようなことはないようですが、意外と知られていないのが騒音の問題です。騒音職場で働く労働者は全国で100万人以上と言われ、騒音性難聴により労災認定件数も約500件に上っています。また、騒音性難聴には有効な治療法がないと言われていることから、「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿った予防や対策が極めて重要です。自分の職場は心配ないと決めつけず、一度、測定を兼ねて騒音性難聴担当医にご相談されてみてはいかがでしょうか。最近、耳の聞こえが悪いと感じている方も、加齢による難聴と諦めないで欲しいと思います。

V. 女性スタッフ

当センターでは、女性のスタッフによる活動を中心に行ってています。決して男性のコーディネーターが悪いというのではありませんが、やはり女性の感性や気配りは、その場の雰囲気を明るくし相談前の緊張感等も和らげてくれると、事業場や産業医からも好感を持って頂いております。毎年ご利用頂いている事業場（リピーター）が年々増えていることも、女性スタッフによる活動の成果と思っています。産業医等による健康相談は診療行為ではありません。従って、健常者である労働者の皆さんが気軽に相談して頂ける環境作りも、大事な業務の一つとして日頃から心掛けています。

私達、産業保健スタッフ一同、労働者の皆さんのが、健康で安心して、明るく末永く働けるよう、そのための努力を惜しまず、これからも気軽にご利用頂ける地域産業保健センターでありたいと願っております。そして、一人で悩む前に、一度当センターへお問い合わせ下さい。

地域産業保健センターのご利用案内

● 地域産業保健センターとは…

労働者数が50人以上の事業場では、従業員の健康管理を行うため産業医など専門スタッフを選任しなければなりません。

しかしながら、労働者数50人未満の事業場では事業場として医師と契約して、働く方々に対して保健指導や健康相談などの産業保健サービスを提供することが十分でないところも多いようです。

地域産業保健センターは、このような事業場で働く方々に対する産業保健サービスを充実するため、国（厚生労働省）が医師会に委託して行っているもので、県内の各労働基準監督署管内に設置されています。お近くのセンターをぜひご利用ください。

● 地域産業保健センターでは…

1. 健康相談に応じます。

健康相談窓口を開設し（月2～3回）、専門の医師等が働く方々の健康問題について相談に応じます。

2. 個別訪問産業保健指導を行います。

専門の医師等が事業場を訪問し、健康管理のアドバイスを行います。

3. 産業保健情報の提供と、説明会を行います。

日医認定産業医、健診機関などの情報提供と健康管理への理解を深めていただくための説明会を行います。



**上記はすべて無料です。
秘密も守られています。**

各地域産業保健センターでは、利用者にご不便をおかけしないために事前申し込み制にしております。
どんなことでも結構です。お問い合わせの上、ご利用してください。

埼玉労働局管内 地域産業保健センター 所在地紹介

ご利用にあたってのお願い

各地域産業保健センターでは複数の医師会と協力して事業を行っていますので、下記以外の医師会内にも相談所が設けられています。相談・問合わせの際は事業場の所在地を告げてくださるようお願いします。

浦和地域産業保健センター（さいたま監督署管内事業場の相談先）

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-4-18 浦和医師会内
TEL 048-824-6811

川口地域産業保健センター（川口監督署管内事業場の相談先）

〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル4F
川口医師会内
TEL 048-225-0933

大宮地域産業保健センター（さいたま監督署管内事業場の相談先）

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-125-3 大宮医師会内
TEL 048-651-5050

熊谷地域産業保健センター（熊谷監督署管内事業場の相談先）

〒360-0812 熊谷市大原1-5-28 熊谷市医師会内
TEL 048-527-1591

川越地域産業保健センター（川越監督署管内事業場の相談先）

〒350-0035 川越市西小仙波1-8-1 川越市医師会内
TEL 049-222-0794

春日部地域産業保健センター（春日部監督署管内事業場の相談先）

〒344-0067 春日部市中央6-6-11 春日部市医師会内
TEL 048-736-7522

所沢地域産業保健センター（所沢監督署管内事業場の相談先）

〒359-0025 所沢市上安松1224-7 所沢市医師会内
TEL 04-2992-8026

行田地域産業保健センター（行田監督署管内事業場の相談先）

〒361-0066 行田市大字上池守44 行田市医師会内
TEL 048-553-4078

秩父地域産業保健センター（秩父監督署管内事業場の相談先）

〒368-0032 秩父市熊木町2-19 秩父都市医師会内
TEL 0494-23-2149

※**括**マークのセンターでは夜間・休日にも相談に応じています。



従業員の健康診断結果の取扱いと個人情報保護法

埼玉産業保健推進センター相談員 中村 孝雄

会社は、従業員の健診結果を健診機関から直接提供を受けられないのですか。

当社では、従業員に、定期健康診断や特殊健康診断、それにガン健診を受診させているのですが、健診機関は、個人情報保護を理由に健診結果を提供してくれませんので、各従業員から任意に結果通知書を提出してもらい、健診結果を把握し、必要な健康確保上の配慮をしています。

直接、健診機関から提供してもらうことはできないのでしょうか。

お答えします。

(1) 個人情報保護法によれば、事業者、健診機関は、①個人情報の利用目的を特定し、その利用目的を公表し、又は本人に通知する必要があり、②あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供することはできません。事業者、健診機関が健康診断の委託関係にある場合にも、お互いに相手方は第三者となります。

事業者は、労働安全衛生法上、①従業員に健康診断を受診させる義務、②健康診断結果の記録保存義務、③労働基準監督署長への報告義務を負うほか、いわゆる④安全（健康）配慮義務に基づく措置を講ずべき立場にあります。

(2) これらを踏まえながら、次のように考えられています。

① 法定健診結果については、健診機関が事業者に健康診断の個人データを提供することについては、本人の同意が（推定的に）得られていると考えられています。（参考、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」平成16年12月24日）
※ 従業員から不同意の申出があった場合には、事業者の法的義務や健康管理上の必要性等を説明し、同意を得る努力をし、同意が得られない場合には、双方で取り扱いを決めることとなります。

② 人間ドックや行政指導による法定外健診結果については、あらかじめ、本人の同意が得られている場合には、事業主は、健診結果報告を受けることができます。

(3) そこで、次のように措置を講じたら如何でしょうか。

① 事業者は、a. 就業規則等により雇用管理に関する個人情報の利用目的を具体的に定める。
b. 健診結果については、健診機関から直接提供を受けて健康管理に用いること及び、c. 直接提供に不同意の申出があった場合は、(2) ①の※と同様に扱う旨を併せて定め、健診を実施する際の従業員へのお知らせにbと同趣旨の記載をして、不同意のないことを確認し、それを健診機関に報告する。

② 健診機関は、受診票や健診案内で、a. 検診結果については、健診委託事業者に直接提供すること、b. これに不同意の受診者は申出することを明示し同意を確認する。

前期産業保健セミナー受付中！

8月からのセミナーには、まだ若干の余裕があります。この機会にぜひ受講いただき、日頃の産業保健活動の参考となさってください。

●産業保健セミナー予定表				埼玉産業保健推進センター
回数	月日	時間	テ　ー　マ	分野／講師
8	8月10日(金)	14:00～ 16:00	「健康診断の事後措置」－糖尿病への対応－ 定期健康診断での有所見率は年々増大しています。健康管理面で重要なとしている糖尿病について、考えてみましょう。	産業医学 植田 康久
9	8月21日(火)	14:00～ 16:00	「有害業務としての騒音職場管理の重要性」 当センターで行った調査によると、製造業では騒音作業が有害業務として最多の40.5%認められました。そこで今回は、日本耳鼻咽喉科学会が作成したスライドを用いて、騒音職場管理の重要性について考えてみます。また実践編として具体的に、初級から上級まで段階的に行える騒音職場管理を提案し、騒音計を使用した模擬測定も行ないます。	産業医学 武石 容子
10	8月31日(金)	14:00～ 16:00	「労働安全衛生保護具の適正使用」 多くの作業場において安全靴、保護帽、保護手袋、呼吸用保護具等を使用しているが、正しく使用されていない状況を見かけます。一度、労働安全衛生保護具について、選定、装着、管理について基礎から勉強してみませんか。	労働衛生工学 田中 茂
11	9月5日(水)	14:00～ 16:00	「職場における化学物質等の健康影響リスクアセスメントについて」 化学物質等の取り扱いにおいて、その危険性・有害性を事前に調査し、その結果に基づいて健康障害防止措置を講ずることの重要性が認識され、法的に規定や指針等も公表されています。この指針等を中心として化学物質等の健康影響リスクアセスメント手法について解説します。	労働衛生工学 府川 栄二
12	9月4日(火)	14:00～ 16:00	「企業における少子高齢化への対応策」 日本の社会は人口減少期に突入。少子高齢化社会を前提とした社会設計の必要があると思います。このことについて、皆様と少し考えてみたいです。	産業医学 中田 恵久子
13	9月19日(水)	14:00～ 16:00	「企業における、従業員の健康情報の適正な取扱いについて」 個人情報保護法に基づき、従業員の健康情報を適正に取り扱うため、従業員のプライバシー保護と事業者の健康配慮義務について、検討会報告書や裁判例などを通じて考えます。	労働衛生関係法令 中村 孝雄
14	9月25日(火)	14:00～ 16:00	「メタボリックシンドロームの保健指導」 メタボリックシンドロームの保健指導について、皆様と一緒に考えてみたいと思います。	保健指導 市原 千里

埼玉産業保健推進センター 行き

(FAX) 048-829-2660

セミナー・研修会受講申込書

ふりがな 氏 名		年令	職種	産業医・事業主・衛生管理者・労務担当者・ 保健師・看護師・その他（ ）
勤務先	事業場名		TEL	()
	所属部署		FAX	()
	所在地	〒 -		

(受講票送付先が上記以外の場合) 担当者名 所属

所在地 〒 -

受講を希望するセミナーに○をつけてください

第8回 8/10	健康診断の事後措置 —糖尿病への対応—	第11回 9/5	職場における化学物質等の健康影響リスクアセスメントについて
第9回 8/21	有害業務としての騒音職場管理の重要性	第12回 9/4	企業における少子高齢化への対応策
第10回 8/31	労働安全衛生保護具の適正使用		

産業保健セミナー開催のご案内

本年度後期の産業保健セミナーを別記予定のとおり開催することになりました。

これらのセミナーは、当センターの専門スタッフ（産業保健相談員）が講師となり、事業主をはじめ産業保健に携わる方々に、基礎的または専門的かつ実践的知識や能力を養っていただけるよう開催するものです。

この機会に、是非積極的に受講いただき、日頃の産業保健活動の参考となさってください。多くの方々のご参加を心よりお待ち申し上げております。

●セミナー概要

1. 対象者 事業主、保健師、看護師、衛生管理者・労務担当などの産業保健担当者及び産業保健に関心をお持ちの方。
2. 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム
3. 日程 別記予定のとおりです。
4. テーマ・講師 別記予定のとおりです。
5. 定員 各セミナーとも30名　希望者10名に満たない場合には閉講とする場合があります。この場合には、申込者に事前にご連絡いたします。
6. 受講料 無料

●申込方法

下記『受講申込書』に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。**申込締切　原則として開催日の1週間前まで**

●申込およびセミナーに関するお問い合わせは下記までお願ひいたします。

〒330-0063　さいたま市浦和区高砂2丁目2-3　さいたま浦和ビルディング2階
埼玉産業保健推進センター　電話 (048)829-2661　FAX (048)829-2660
ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

埼玉産業保健推進センター 行き
(FAX) 048-829-2660

産業保健セミナー受講申込書

ふりがな 氏名	年令	職種	産業医・事業主・衛生管理者・労務担当者・ 保健師・看護師・その他（ ）
才			
事業場名	TEL	()	
勤務先 所属部署	FAX	()	
所在地	〒	—	
（受講票送付先が受講者以外の場合）			
氏名	所属		

受講を希望するセミナーに○をつけてください

第1回	メタボリックシンドロームの運動処方	第8回	作業環境測定と報告書の見方
第2回	メタボリックシンドロームの予防 —食事(栄養)を中心に—	第9回	産業保健における各種健診との関わり —健診内容と事後措置—
第3回	職場いじめの発現形態と企業責任の問われ方	第10回	健康診断の事後処置　—糖尿病への対応—
第4回	職場のメンタルヘルス対策	第11回	職場の「うつ病」対策と社会復帰
第5回	化学物質による個人曝露濃度測定の 重要性について	第12回	食習慣・生活習慣病とがん - 6 - —メタボリックシンドロームとがん—
第6回	特定健診・特定保健指導実施上の問題点	第13回	職域における睡眠時無呼吸症候群 —アレルギー性鼻炎にもふれて—
第7回	職場における化学物質等の健康影響 リスクアセスメントについて	第14回	メタボリックシンドロームの保健指導 part II

産業保健セミナー(後期)

第1回 平成19年10月1日(月) 14:00~16:00

テーマ メタボリックシンドromeの運動処方

講師：宇佐見 隆廣
産業医学担当相談員

運動の動機づけと継続対策を探り、それぞれの治療ガイドラインの運動療法を基に、その効果的な手法・運動実践のフローチャートを皆様とともに考えます。

第2回 平成19年10月30日(火) 14:00~16:00

テーマ メタボリックシンドromeの予防
—食事(薬膳)を中心に—

講師：中田 恵久子
産業医学担当相談員
病院小児科部長

最近問題となっているメタボリック症候群の予防の一つである食事療法について、薬膳料理も含めてお話しします。

第3回 平成19年11月1日(木) 14:00~16:00

テーマ 職場いじめの発現形態と企業責任の
問われ方

講師：中村 孝雄
労働衛生関係法令担当相談員
川越地区労働基準協会事務局長

今や、職場、学校、地域社会などで「いじめ」が社会的問題になっています。職場では、いじめを苦にした自殺が起きるなど、快適であるべき職場にあってはならない現象が発生しています。裁判例を通して、その発現形態を探り、いじめ発生を防止しましょう。併せて、企業の法的な責任を判例に学びましょう。

第4回 平成19年11月22日(木) 14:00~16:00

テーマ 職場のメンタルヘルス対策

講師：林 文明
メンタルヘルス担当相談員
精神・神経・内科病院副院長

職場のなかで、うつ病や職場不適応者が出了場合の対応について解説します。

第5回 平成19年11月30日(金) 14:00~16:00

テーマ 化学物質による個人ばく露濃度測定の
重要性について

講師：田中 茂
労働衛生工学担当相談員
十文字学園女子大学公衆衛生学教授

化学物質を取り扱う作業者が実際どのくらいばく露しているかを把握することは重要です。本セミナーでは、粒子状・気体状物質の測定法について実習します。

第6回 平成19年12月20日(木) 14:00~16:00

テーマ 特定健診・特定保健指導実施上の問題点

講師：三輪 祐一
産業医学担当相談員
東京都予防医学協会 総合健診部長

平成20年度からはじまる特定健診・特定保健指導について解説します。

初めて導入されるもので、種々の問題があります。それを理解したうえで、実施されることをおすすめします。

第7回 平成20年1月10日(木) 14:00~16:00

テーマ 職場における化学物質等の
健康影響リスクアセスメントについて

講師：府川 栄二
労働衛生工学担当特別相談員
労働衛生コンサルタント事務所長

化学物質等の取り扱いにおいて、その危険性・有害性を事前に調査し、その結果に基づいて健康障害防止措置を講ずることの重要性が認識され、法的な規定や指針等も公表されています。この指針等を中心として化学物質等の健康影響リスクアセスメント手法について解説します。

第8回

平成20年2月7日(木) 14:00~16:00

テーマ 作業環境測定と報告書の見方

講師：児島 俊則
労働衛生工学担当特別相談員
労働安全衛生コンサルタント事務所長

実例をモデルに、デザイン・サンプリングから、評価結果に至る報告書の作成と結果のフォローについて説明します。

第9回

平成20年2月14日(木) 14:00~16:00

テーマ 産業保健における各種健診との関わり —健診内容と事後措置—

講師：生駒 賢治
産業医学担当特別相談員
内科医院長

従来からの職場定期健診に特定健診・特定保健指導が追加導入されました。各種健康診断との関わり・整合性検討を加えます。

第10回

平成20年2月15日(金) 14:00~16:00

テーマ 健康診断の事後処置 —糖尿病への対応—

講師：植田 康久
産業医学担当相談員
事業所健康管理センター所長

定期健康診断での有所見率は年々増大しております。健康管理面で重要となって来ている糖尿病について考えてみましょう。(前期と同じ内容です。)

第11回

平成20年2月21日(水) 14:00~16:00

テーマ 職場の「うつ病」対策と社会復帰

講師：林 文明
メンタルヘルス担当相談員
精神・神経・内科病院副院長

増加傾向にある「うつ病」を中心に、ストレス性疾患の説明を行い、その予防や治療、職域における注意点、休職時や復職時の対応について事例をまじえて解説します。

第12回

平成20年2月28日(木) 14:00~16:00

テーマ 食習慣・生活習慣病とがん -6- —メタボリックシンドロームとがん—

講師：須田 健夫
産業医学担当相談員
胃腸科外科医院長

働き盛りの年齢から、あなたに忍び寄るメタボリックシンドローム。高血圧や糖尿病ばかりでなく、「あらゆるガン」の原因にもなると考えられています。メタボリックシンドロームを予防し、二次的に「ガン予防」にもつながるお話をします。

第13回

平成20年3月4日(火) 14:00~16:00

テーマ 職域における睡眠時無呼吸症候群 —アレルギー性鼻炎にもふれて—

講師：武石 容子
産業医学担当相談員
耳鼻咽喉科医師

睡眠時無呼吸症候群は、職域において運転関連事故、就労事故、業務効率の低下をひきおこす疾患です。また、生活習慣病との関連が深く、生命予後にも影響を及ぼすとされています。今回は、最近の事例や取組を中心に、この時期問題となるアレルギー性鼻炎についてもふれてみたいと思います。

第14回

平成20年3月25日(火) 14:00~16:00

テーマ メタボリックシンドロームの保健指導 part II

講師：市原 千里
保健指導担当相談員
埼玉医科大学短期大学専攻科
地域看護学非常勤講師

前回行ったメタボリックシンドロームの保健指導から、さらに深めて考えていきたいと思います。

労働衛生関係法令研修開催のご案内

衛生担当者（安全衛生担当者）として仕事をしてはいるけれど正直関係法令の勉強まではなかなか…とお思いの方々、以前勉強はしたけれど暫くご無沙汰しているので復習したいとお考えの方々、そんな方にご利用いただけるよう労働衛生関係法令に的を絞ったセミナーのご案内です。

ご多忙な皆様向けに**全8時間コースを4回に分けて実施します**。衛生（安全衛生）の実務担当の方々をはじめ、担当者ではないけれど勉強してみたいとお思いの方、改めて復習をされたい方、法律は少し…とお思いの方もお気軽にご参加ください。

●研修概要

- 1 対象者 事業主、保健師、看護師、衛生管理者・労務担当者などの産業保健担当者等
- 2 会 場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム
- 3 講 師 産業保健特別相談員（労働衛生関係法令担当） 櫻井 通（春日部労働基準協会 専務理事）
- 4 定 員 この研修は、全4回の講座をすべて受講されることを前提に組み立てられています。
 - 連続して全講座を受けられる方 30名
- 5 修了証 全講座を修了された方には当センターの修了証を交付いたします。
- 6 受講料 無 料・教材は当センターで準備します。

●申込方法 下記「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。

ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

●申込締切 連続受講を希望される方は平成19年9月25日まで。（ただし申込締切日前であっても、定員になった場合は締め切れりますので、ご注意ください）

労働衛生関係法令研修日程・カリキュラム

- 《第1回》 平成19年10月2日(火) ●開講挨拶 労働安全衛生法等の概要 (1)
《第2回》 平成19年11月13日(火) ●労働安全衛生法等の概要 (2)
《第3回》 平成19年12月11日(火) ●労働安全衛生法等の概要 (3)
《第4回》 平成20年1月8日(火) ●労働安全衛生法等の概要 (4)
●質疑応答 閉講挨拶 修了証交付

*各講座の開催時間は14:00～16:00です。

埼玉産業保健推進センター 行き
(FAX) 048-829-2660

労働衛生関係法令研修受講申込書

ありがな 氏 名		年令	職種	産業医・事業主・衛生管理者・労務担当者・ 保健師・看護師・その他（ ）
		才		
勤 務 先	事業場名		TEL	()
	所属部署		FAX	()
所在 地	〒 -			
連続受講・部分受講の別		連続受講を希望・部分的に受講を希望 (いずれかを○で囲んでください。)		
《部分受講の方》希望される回に○をつけてください				
第1回		第2回	第3回	第4回

カウンセリング技術研修開催のご案内

近年、職場におけるメンタルヘルスに関する問題が顕在化してきており、企業としてメンタルヘルスに取組む必要性が増してきています。

このため、事業主、産業保健担当などの方々にカウンセリング技術の基礎を学んでいただき、企業としてメンタルヘルスにお取組みになる際の一助になればと、カウンセリング技術研修を行ってきましたが、ご好評につき下記により第17回研修を開催することいたしました。

●研修概要

- 1 対象者 事業主、保健師、看護師、衛生管理者・労務担当者などの産業保健担当者等
2 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム
3 講師 産業保健相談員（カウンセリング担当）星野ゆかり（日本大学医学部精神神経科学教室）
4 定員 この研修は、全10回の講座をすべて受講されることを前提に組み立てられていますが、前回の受講生で、受けられなかったカリキュラムがある方に限り部分的な受講も受け付けします。
●連続して全講座を受けられる方 24名
5 修了証 全講座を修了された方には当センターの修了証を交付いたします。
6 受講料 無料

●申込方法

下記「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

●申込締切

平成19年10月12日（ただし申込締切日前であっても、定員になった場合は締め切りますので、ご注意ください）

カウンセリング技術研修日程・カリキュラム

- 〈第1回〉 平成19年10月19日(金) ●開講式、オリエンテーション、カウンセリングの基本的な考え方
〈第2回〉 平成19年11月2日(金) ●心の医学Ⅰ（どのような人が、何を求めて等）
〈第3回〉 平成19年11月16日(金) ●心の医学Ⅱ（心の医学、心の問題と頭の問題等）
〈第4回〉 平成19年12月7日(金) ●ストレスについてⅠ（ストレスとは、職場のストレス等）
〈第5回〉 平成19年12月21日(金) ●ストレスについてⅡ（ストレスとの付き合い方等）
〈第6回〉 平成20年1月11日(金) ●カウンセリングの具体的な技法Ⅰ（対人的な距離、視線等）
〈第7回〉 平成20年1月25日(金) ●カウンセリングの具体的な技法Ⅱ（上手な話の聴き方、受容等）
〈第8回〉 平成20年2月8日(金) ●カウンセリングの具体的な技法Ⅲ（感情の整理、感情の明細化等）
〈第9回〉 平成20年2月22日(金) ●演習（職場でよく起こり得る問題での演習）
〈第10回〉 平成20年3月7日(金) ●実践（話を聞くことの体験）質疑応答、閉講式、修了証交付

*各講座の開催時間は14:30~16:00です。

埼玉産業保健推進センター 行き
(FAX) 048-829-2660

カウンセリング技術研修受講申込書

ふりがな 氏名	年令		職種	産業医・事業主・衛生管理者・ 労務担当者・保健師・看護師・ その他（ ）
才				
勤務先	事業場名	TEL	()	
	所属部署	FAX	()	
所在地	〒 -			
連続受講・部分受講の別		連続受講を希望・部分的に受講を希望 (いずれかを○で囲んでください。)		
《部分受講の方》 希望される回に○を つけてください	第1回	第2回	第3回	第4回
	第6回	第7回	第8回	第9回
	第5回	第10回		

母性健康管理研修会のお知らせ

1. 開催日時 平成19年10月3日(水) 13:00~17:00

2. 開催場所 さいたま共済会館
さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
TEL 048-822-3330

3. 参加対象者 産業医、医師、保健師、看護師、
衛生管理者、機会均等推進責任者等

4. 定員 100名程度

5. 研修カリキュラム



	時間	研修内容	講師
1	13:00 ～	●管内の働く女性の現状 ●男女雇用機会均等法における母性 健康管理の措置 ●労働基準法における母性保護規定	埼玉労働局 雇用均等室長 森本 賴子
2	14:00 ～	●母子保健の理念 ●妊娠中の症状等に対応する措置	埼玉県医師会副会長 母性健康管理指導医(埼玉労働局) 柏崎 研
3	15:30 ～	●職場における妊娠婦の健康管理と 産業医等産業保健スタッフの役割	労働衛生コンサルタント事務所オーツ 所長 竹田 透

日本医師会認定産業医単位申請中

1~3…基礎後期研修 4単位 または { 1……生涯更新研修 1単位
2~3…専門研修 3単位

6. 主催 埼玉産業保健推進センター

共催 社団法人埼玉県医師会

7. 後援 社団法人日本医師会、財団法人女性労働協会

8. 申し込み・問い合わせ 埼玉産業保健推進センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2-3

TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

埼玉産業保健推進センター 行き (FAX) 048-829-2660

母性健康管理研修会申込書

ふりがな			事業所名 (勤務先)		
氏名			TEL		
連絡先 住所	〒 一		FAX		
職種	産業医 医師 保健師 助産師 看護師 衛生管理者 機会均等推進責任者 人事労務担当者 事業主 その他()				
所属郡市区医師会名			認定産業医番号		

「産業医研修会」のご案内

産業医研修会を下欄のとおり開催します。

当センターで実施する産業医研修会は、産業医の資格をお持ちの方を対象とした、専門的・実践的な研修です。

どうぞ、受講いただき、産業医活動にお役立てください。

●研修会概要

1. 対象者 産業医
2. 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム及び訪問事業所
3. 日程 下欄のとおりです。
4. テーマ・講師 下欄のとおりです。
5. 定員 下欄のとおりです。(定員になり次第締め切らせていただきます。)
6. 受講料 無料
7. 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
8. 日本医師会認定産業医単位 申請中です。

●申込方法

下記『受講申込書』に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。

●申込締切 原則として開催日の1週間前まで (ただし、第1回の「事業所訪問研修」は2週間前まで)

●申込先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2-3 さいたま浦和ビルディング2階
埼玉産業保健推進センター 電話 (048)829-2661 FAX (048)829-2660
ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

産業医研修会日程

回数	日時	研修内容・講師	研修場所	研修形式	定員	日医申請中
1	10月18日(木) 14:00~16:00	事業所訪問研修 産業医学担当相談員 生駒賢治	藤倉ゴム 工業(株)	実習方式	30名	生涯・実地 2単位
2	11月8日(木) 14:00~16:00	作業環境管理 労働衛生工学担当相談員 児島俊則	当センター	実習方式	15名	生涯・実地 2単位
3	11月15日(水) 14:00~16:00	健診データの読み方 産業医学担当相談員 三輪祐一	当センター	討議方式 (事例検討)	15名	生涯・実地 2単位
4	11月29日(木) 14:00~16:00	メンタルヘルス事例研究 メンタルヘルス担当相談員 林文明	当センター	討議方式 (事例検討)	15名	生涯・実地 2単位

埼玉産業保健推進センター 行き (FAX) 048-829-2660

産業医研修会受講申込書

ふりがな 氏名		年令	所属医師会		日医認定産業医番号
		才			
受講票 送付先	〒 住所	連絡 先	TEL		
	名称等		FAX		

受講を希望するセミナーに○をつけてください

1回	10/18	事業所訪問研修		2回	11/8	作業環境管理
3回	11/15	健診データの読み方		4回	11/29	メンタルヘルス事例研究

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のお知らせ

産業医共同選任事業

産業医の法的選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、共同で、産業医の要件を備えた医師と契約を結び、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理を促進することを奨励するために支給されるものです。

●助成金の額

小規模事業場の常時使用労働者数に応じて、事業場ごとに次の金額(年額)が支給されます。

小規模事業場の区分	金額
30人以上50人未満	83,400円
10人以上30人未満	67,400円
10人未満	55,400円

●支給期間

3ヶ年を限度として支給します。

●申請前の準備

- ◆常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場（この助成金を受けたことのない事業場）の2以上の事業者が集団を組織し、集団の代表者を定めます。
- ◆集団の代表者は助成金を受給するために必要な申請書等のとりまとめとその手続きを行います。
- ◆集団を構成する事業者が、産業医の要件を備えた医師を選任します。
- ◆各事業者は共同選任医師が行う産業保健活動について「産業保健活動推進計画書」を作成します。
- ◆各事業者は労働者の健康管理等について共同選任医師と契約を結びます。

●申請時に必要な書類は

- ①産業保健活動助成金支給・変更申請書（様式1号）
- ②産業保健活動推進計画書（様式2号）
- ③共同選任医師との契約書の写
- ④共同選任した医師が産業医の要件を備えた医師であることを証明できる書類の写
- ⑤申請直近の労働保険概算・確定保険料申告書又は労働保険算定基礎賃金等の報告の写（労働保険番号、労働者数の記載があるものに限ります。）

書又は労働保険算定基礎賃金等の報告の写（労働保険番号、労働者数の記載があるものに限ります。）

●申請書等の記入内容は簡単です。

●支給申請期間

毎年、4月1日から6月末日までと10月1日から10月末日まで（初年度申請分のみ）です。

●助成金の支給

労働者健康福祉機構は申請に基づき支給要件の審査を行い、集団を構成する事業場ごとに助成金の支給額を決定します。
審査した結果について、申請者に通知するとともに、助成金を支給します。

●労働者健康福祉機構への報告

実績報告

事業者は、助成金が支給される間、産業保健活動の実績について労働者健康福祉機構に報告します。

収支報告

事業者は、共同選任医師に支払った費用の額について労働者健康福祉機構に報告します。

申請方法と申請先

●助成金の支給申請をしようとする集団の代表事業者は、集団を構成する事業場の申請書類をとりまとめて、産業保健推進センターへ支給申請してください。

●お申し込み・お問い合わせは
埼玉産業保健推進センター

電話 048-829-2661
FAX 048-829-2660



深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金 利用のご案内

要 件

① 常時使用される労働者

(1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます。)

② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上(過去6ヶ月で合計24回以上)深夜業に従事した方

③ 今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方

※深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間ににおける業務をいいます。

勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」があるとします。

※国の直営業、官公署の事業等の労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。



健康診断項目

助成の対象となる健康診断の項目は下記のとおりです。

1. 業務歴及び既往歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、視力及び聴力
(1000Hz及び4000Hzの音に係る聴力)の検査
4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)
7. 肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTPの検査)
8. 血中脂質検査
(血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
9. 血糖検査
10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11. 心電図検査

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が7,500円を超える場合の支給額は、7,500円とします。

(例: 健康診断費用が7,200円の場合は、5,400円が支給されます)

事業者の方へ

● 本助成金利用上の留意事項

この助成金は、労働安全衛生法第66条の2の規定に基づき、深夜業従事者が自ら受ける健康診断を支援する目的で創設されたものであり、従前より事業者が行っている年2回の特定業務従事者の健康診断に対する助成ではありません。

申込み
問い合わせ

埼玉産業保健推進センター TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

メンタルヘルス事例研究会のご案内

当センターでは、埼玉県産業保健看護研究会と共に開催により、精神科医 金村 元 医師を指導役にお招きし、職場におけるメンタルヘルスに関する勉強や職場で起こった事例を解決するための研究会を開催しています。

開催日程は毎月第2水曜日(但し12月は除く)の午後6時15分から8時30分までです。企業名などを伏せての相談も可能ですし、秘密も守られます。

産業医、事業場の安全衛生、人事・労務のご担当、保健師、看護師など産業保健担当者であればどなたでも参加できます。フランクな雰囲気で開催していますので、お勤め帰りにでも是非お立ち寄りください。参加費は無料です。詳細は埼玉産業保健推進センターまでお尋ねください。



産業保健相談員及び相談日

区分(分野)	相談日	相談例	
産業医学	毎週…月～金曜日	健康診断の事後措置、職業性疾患の予防対策	
メンタルヘルス	毎月…第1、2、3木曜日	職場でのメンタルヘルスの進め方	
カウンセリング	毎週…金曜日	職場における相談、指導の進め方	
労働衛生工学	毎月…第2、3、4、金曜日(AM)	作業環境の改善方法等	
労働衛生関係法令	毎月…第2、4水曜日	関係法令の解釈	
保健指導	毎月…第4火曜日	保健相談、保健指導の進め方	
担当分野	相談員氏名	相談日	備考
産業医学	宇佐見 隆廣	毎週月曜日	元獨協医科大学公衆衛生学助教授
	植田 康久	第3金曜日	認定産業医、労働衛生コンサルタント、日本産業衛生学会指導医、事業所健康管理センター所長(産業医)
	武石 容子	第1、3、4火曜日	認定産業医、日本耳鼻咽喉科学会騒音性難聴担当医、医師
	須田 健夫	第4金曜日	認定産業医、医院長
	三輪 祐一	第3木曜日(AM)	認定産業医、労働衛生コンサルタント、東京都予防医学協会総合健診部長
	中田 恵久子	第2、3火曜日(AM)	認定産業医、病院小児科部長
メンタルヘルス	志村 浩	第4木曜日	認定産業医、医院副院長
	林 文明	第1、2、3木曜日	認定産業医、精神科医、病院副院長
	星野 ゆかり	毎週金曜日	日本大学医学部精神神経科学教室助手
	田中 茂	第2、3、4金曜日(AM)	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	中村 孝雄	第2、4水曜日	元労働基準監督署長
保健指導	市原 千里	第4火曜日	埼玉医科大学短期大学専攻科地域看護学非常勤講師

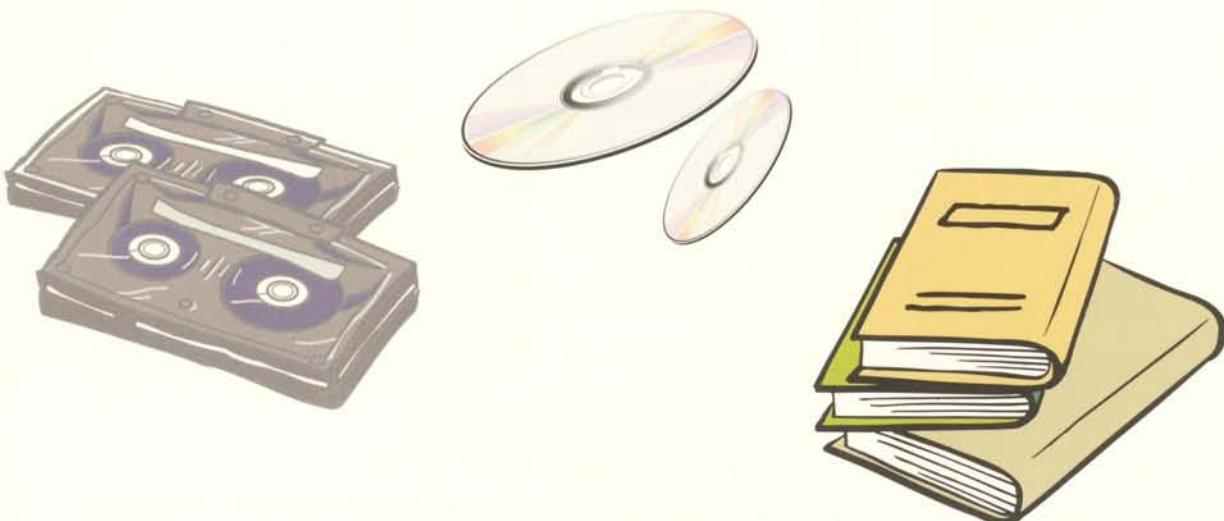
平成19年度 **New** 図書・ビデオのご紹介

図 書

整理番号	書籍名【分類】	出版社	著書(含、監修)
03-105	産業保健ハンドブックⅢ 腰痛 —臨床・予防管理・補償のすべて— 【産業中毒・職業性疾病関係】	(財)産業医学振興財団	和田 攻(監修) 日本医師会推薦
04-346	産業保健ハンドブックⅠ 石綿関連疾患 —予防・診断・労災補償— 【健康管理関係】	(財)産業医学振興財団	森永 謙二(編集) 日本医師会推薦
01-218	鋳物製造事業場におけるリスクアセスメントマニュアル —中小規模事業場への導入をめざして— 【産業保健全般】	厚生労働省 中央労働災害防止協会	中央労働災害防止協会
05-057	2006ACGIH 化学物質と物理因子のTLVs&化学物質のBEIs 【作業環境管理関係】	日本作業環境測定協会	沼野雄志 訳

D V D

整理番号	タイトル【分類】	時間	解説
11-002	リスクアセスメントのすすめ方 ～運輸業等における荷役災害の防止～ 【労働衛生法令関係】	20分	●安全な職場・労働災害発生傾向と対策 ●職場における危険性・有害性とリスク ●リスクアセスメントとは 等々
11-003	リスクアセスメントのすすめ方 ～流通・小売業における行動災害の防止～ 【労働衛生法令関係】	20分	●安全な職場・労働災害発生傾向と対策 ●職場における危険性・有害性とリスク ●リスクアセスメントとは 等々



産業医、事業主等の皆様へ

産業保健活動を応援します お気軽にご利用ください

ご利用は無料です
秘密も守ります

業務のご案内

窓口相談・実地相談

直接窓口・電話・FAX・電子メール等で
お気軽に

広報・啓発

事業主セミナー・情報誌発行・
講師派遣等

情報の提供

図書・ビデオ・研修用機器・
作業環境測定機器等の貸出

助成金事業

小規模事業場産業医共同選任事業・
自発的健康診断受診支援事業

研修

産業医・保健師・看護師・衛生管理者・
労務担当者に

調査研究

産業保健に役立つ調査研究の
実施と結果の提供

詳細についてのお問い合わせ、お申込みは当センターまで

〈交通のご案内〉



■ご利用いただける日時 ■

当センターの休日を除く毎日
午前9時～午後5時

当センターの休日

毎土・日曜日及び祝祭日
年末年始

独立行政法人 労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング2階
電話 048-829-2661 FAX 048-829-2660
ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>
Eメール info@saitama-sanpo.jp